

科博事第 61 号  
平成30年10月29日

北大開示文書研究会 共同代表 清水裕二 様  
共同代表 殿平善彦 様  
遺骨返還訴訟原告 小川隆吉 様  
コタンの会 神谷広道 様  
平取アイヌ協会員 木村二三夫 様  
コタンの会副代表 山崎良雄 様  
コタンの会副代表 葛野次雄 様  
コタンの会事務局長 高月 勉 様  
紋別アイヌ協会長 畠山 敏 様

独立行政法人国立科学博物館  
館長 林 良 博



再質問状に対するご回答

2018年10月1日付けで送付いただいた再質問状について、別紙のとおり回答します。

〔連絡先〕

独立行政法人国立科学博物館事業推進部広報・運営戦略課  
〒110-8718 東京都台東区上野公園7-20  
TEL: 03-5814-9170, FAX: 03-5814-9899

以下に本人からの回答を掲載します。なお、所属機関の見解も同一であることを申し添えます。

1. DNAの調査にあたり、厳密には当該遺骨の遺族からの了解を得る必要があったといえますが、当時の技術で遺族を特定することは不可能であり、また、当該遺骨のあつた地域のアイヌの子孫全員を特定して連絡・了解をとることは現実的に不可能でした。そこで当時は、ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）がアイヌを代表すると考えられる唯一の団体であったので、ウタリ協会との話し合いを行いました。北海道アイヌ協会は、国が進めるアイヌに関連の施策や、各大学や博物館が所蔵するアイヌ人骨に関する調査、海外から返還されるアイヌ遺骨の受け入れ等の交渉の窓口となっており、単なる「任意の道内のアイヌの集まり」であるとは認識しておりません。

更に、本研究について広くアイヌの皆さんとの理解を得るために努力も行っております。2011年3月6日には、法政大学市ヶ谷キャンパスにおいて日本学術会議が主催したシンポジウムで、研究の意義とアイヌ遺骨を用いたDNA研究の現状についてもご説明しています。このシンポジウムには多くのアイヌの方が参加されました。また、同様の説明は2011年10月29日に札幌エルプラザで開催された「アイヌ人骨の慰靈問題を考える学習会」や、2013年2月3日に千歳市民文化センターでのシンポジウムでも発表しました。そのほかにも、2014年8月9日にかでる2.7ビルで開催された「国際先住民の日記念事業」をはじめとした講演会、北海道の各市町村での講演を通じて、論文の出版に先んじて本研究の概要について説明をしております。上記の会のいくつかには、今回質問状を寄せられた方々も参加されていたと記憶しています。決してアイヌの人々に無断で行った研究ではありません。

2. 論文の撤回を求められていますが、その必要はないと考えています。まず学術論文の原則として、仮に調査した資料の情報に誤りがあった場合でも、必ず論文が取り消されることになるというものではありません。

また、循環論法であるという主張については、回答を読み誤っていると思われます。私たちがご回答したのは、DNA解析の結果からも、江戸期の遺骨であるという前提には矛盾が生じないという内容で、鑑定結果から「江戸期の遺骨である」という結論を導いていたわけではありませんし、回答もそのようになっているはずです。明治になったときに、アイヌの墓に和人が埋葬されるようになったということは考えにくく、東栄遺

跡のDNA分析もそれを示しています。東栄遺跡は、アイヌ文化期の遺跡であるという理解で問題ないと考えています。

3. 文化財の認定については、私どもの回答の範囲を超えております。また、無断で研究を行ったというご批判については、上述の通りできる限りのご理解を得るための努力をしたと考えています。